国営造成土地改良施設整備事業 美瑛川地区

事業の概要

本地区の農業用水は、国営かんがい排水事業「美瑛川地区」(昭和37年度~昭和49年度)により造成された新区画ダムをはじめとする幹線用水路等の農業水利施設により地区内に配水されている。

ダムの各施設は建設以来30年以上経過しているため老朽化が著しく、構造物の安全性の低下 や施設機能の維持が困難な状況にある。

本事業では、農業用水の安定確保のため、ダム洪水吐 0 . 2 km、ダム放水路 0 . 2 km、取水 塔の一部、流域変更導水路 2 . 0 kmの改修を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、北海道上川支庁管内の旭川市、上川郡東神楽町、同郡美瑛町に位置し、一級河川 石狩川水系美瑛川支流辺別川沿いに拓けた、水田を中心とした農業地帯である。

本地区のダムをはじめとする用水路施設は、建設以来30年以上が経過しており、基幹施設であるダム及び用水路の一部において老朽化により機能が低下していることから、用水を安定供給するため多大な維持管理費用及び労力を費やしている状況である。

このため、本事業により、ダム及び用水路施設を改修し施設機能を回復させ、維持管理費の 軽減及び農業用水の安定確保を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

・施設の維持管理費の節減

2 百万円

・施設更新による現況施設機能の維持

7 2 百万円

計

7 4 百万円

(費用便益比の算定)

(22110 122 - 22 1 2	,					
区分	算	定	式	数	値	備考
総事業費				1,400	百万円	
効用				74	1百万円	
廃用損失額					-	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数				38	3年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+				0.0)526	総合耐用年数に応じ、効用から
建設利息率)						総便益を算定するための係数
総便益	II	/	-	1,413	3百万円	
費用便益比	II	/	•	1.0	00	

注1)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2)数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

農業用水の確保、老朽化している基幹水利施設の改修により、用水の安定供給が図られる。 これらにより、年間約74百万円相当の維持管理に係る経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

事業に対する決議

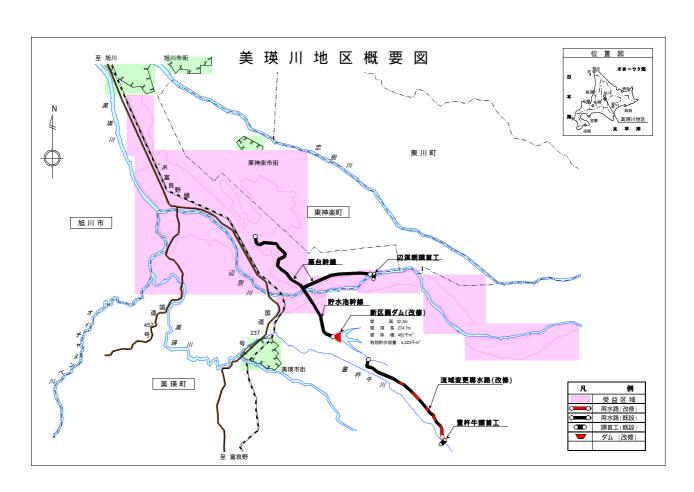
平成17年3月に国及び支庁並びに関係する市町、JA、土地改良区で構成された、国営事業美瑛川地区推進検討会で、事業計画の推進について了解を得た。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受 益 面 積		2 , 0 4 4 ha	
2.受 益 者 数		401人	
3 .主要工事計画	工 種	数量	事業費
	新区画ダム		
	洪水吐	0.2km	5 5 1 百万円
	放水路	0.2km	1 0 4 百万円
	取水施設	1式	1 7 4 百万円
	流域変更導水路	2.0km	5 7 1 百万円
	合 計		1 , 4 0 0 百万円
4.国営総事業費			1 , 4 0 0 百万円



(局名:北海道開発局)(地区名:美瑛川地区)

1.必須事項

項目	評価の内容	判定
1 . 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生 産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該 事業を必要とすること。	
2 . 技術的可能性 が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が 技術的に可能であること。	
3.事業の効率性 が十分見込まれ ること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4 . 農家負担の可 能性が十分であ ること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の 状況からみて、負担能力の限度を超えることとはなら ないこと。	
5.環境との調和 に配慮している こと。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」 を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

2.優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1.事業で達成する目標に関する事項(有効性)	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られ る。	
	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件 が整備される。	
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が 図られる。	
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能 回復や農業災害の防止等が図られる。	
2 . 事業内容や実施は制等に関す	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	
施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となって いる。	
	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計 画と整合が図られている。	
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振 興対策対象地域である。	
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	

項目	評価の内容	判定
	地元の事業推進体制が整備されている。	
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担 金等について理解を得ており、事業実施に対する合意 形成が図られている。	
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達し ている。	
	関連する他事業との調整が図られている。	
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されいる。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3.特定監視項目(国営かんがい排水事業)

項目	評価の内容	判定
1.地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	
2 . 受益面積	・最近年の面積を把握している。	

項目を満たしている場合は「」とする。